

特別徴収義務者指定番号



令和8年度 村民税・県民税

特別徴収のしおり

給与支払報告書の提出の際にはこの中の
給与支払報告書（総括表）を必ず添付し
てくださるようお願いいたします。

〔ご協力を感謝申し上げます〕

岐阜県加茂郡東白川村役場

岐阜県加茂郡東白川村神土548 TEL 〈0574〉 78-3111(代)
郵便番号 509-1392 FAX 〈0574〉 78-3232

しおりの内容

1. 給与支払報告書（総括表）
2. 特別徴収の取扱いについて
3. 納入書の記入要領
4. 郵便局指定通知書
5. 給与支払報告書
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書
6. 特別徴収切替届出(依頼)書
7. 特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書
8. 特別徴収義務者の住所・名称等変更届出書

同封書類

1. 毎月の納入書 …………… 12枚
2. 令和8年度 村民税・県民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
3. 令和8年度 村民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）

給与支払報告書(総括表)

種 別	整理番号	指定番号
※	※	※

③ 市町村長殿 令和9年 月 日提出

給与の支払期間	令和8年	月分	から	月分	まで			
給与支払者の個人番号又は法人番号						(個人番号は右詰で記載してください。)		
フリガナ	フリガナ					提出区分	年間分	
給与支払者の氏名又は名称						事業種目	退職者分	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称	〒					受給者員	人	
						住所在地別市町村数		
フリガナ	〒					報告人員	在職者	人
同上の所在地							退職者	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	〒					所属名	税務署	
						給与の支払方法及びその期日	月給	週給
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名	課	係			日	曜日	日
	(電話)		令和8年度分の特別徴収義務者指定番号				
特別徴収税額の払込みを希望する金融機関	(名称)			(所在地)				

(市町村提出用)

給与支払報告書の提出は右の総括表を添えて令和9年1月末日までに!!

給与支払報告書は、右の給与支払報告書(総括表)を添付してご送付ください。

この用紙を使用されない場合は、必ず特別徴収義務者指定番号をご記入ください。

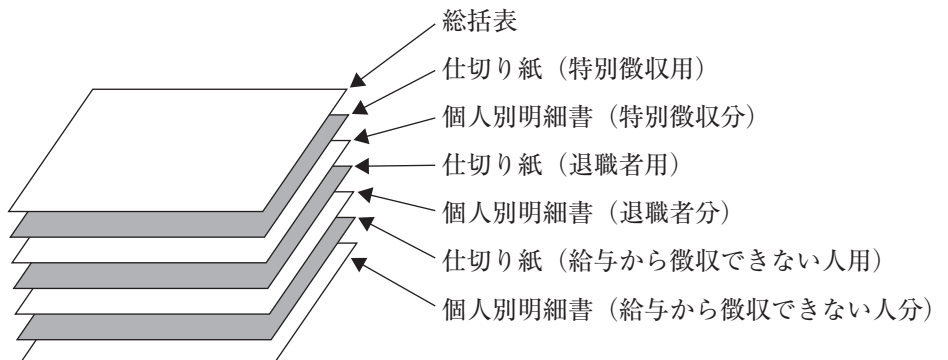
個人別明細書2枚に総括表を添えて提出してください。

提出期限 1月31日

この様式は、岐阜県内の市町村で使用 します。切り取ってお使いください。

<留意点>

1. 仕切り紙「退職者用」及び「個人住民税を給与から徴収できない人用」に綴る方は、普通徴収となる方です。
2. ただし、上記1のみでは普通徴収への切替えは完了しないため、上記1により報告した方については、給与支払報告書を送付した後に、必ず給与所得者異動届出書を提出してください。
3. 「個人住民税を給与から徴収できない人用」の該当する項目（a～dおよび合計）の【 人】に人数を記入してください。
4. 「個人住民税を給与から徴収できない人用」の項目に該当しない場合は、パート・アルバイト・期限付雇用の従業員等も原則、特別徴収していただかなければなりません。（地方税法321条の4）
※この場合、普通徴収を希望しても特別徴収となります。
5. 給与支払報告書は、下の図のような順番で綴ってください。



② 仕切り紙

特別徴収用

名分

- ・この紙の下は、特別徴収者用（「退職者用」及び「個人住民税を給与から徴収できない人用」の対象者を除く。）の給与支払報告書（個人別明細書）を綴ってください。

② 仕切り紙

個人住民税を給与から 徴収できない人用

理由

- a 【 人】 乙欄適用である
 - b 【 人】 給与が支給されない月がある
 - c 【 人】 専業専従者のみ
(全従業員が事業専従者のみの場合に限る)
 - d 【 人】 退職予定者 (5月までに退職予定の者)
- 合計 【 人】

・この紙の下は、市町村民税・県民税を給与から徴収できない方（理由a～d）の給与支払報告書（個人別明細書）を綴ってください。

② 仕切り紙

退職者用

名分

- ・この紙の下は、既に退職し、市町村民税・県民税を給与から徴収できない方の給与支払報告書（個人別明細書）を綴ってください。

平素は、本村の税務事務につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の村・県民税特別徴収の納税通知書等を別紙のとおりお届けしますので、次の事項を参照の上、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 特別徴収の取扱について

(1) 村・県民税の特別徴収とは

納税者の便宜をはかる目的から、給与支払者が毎月給与を支払う際に納税者が納めなければならない村・県民税を6月から翌年の5月まで12回にわけて給与から差し引いて個人に代わって納めていただく制度です。

(2) 特別徴収税額通知書について

特別徴収の関係書類を受け取られましたらその内容を確認してください。（もし、計算誤りなどがありましたら至急、係までお知らせください）しおりの「特別徴収義務者指定番号」は、今年度のあなたの事業所を表示するものですから今後本村に提出される特別徴収事務関係書類や照会については、必ずこの番号を明示してください。

なお、同封の「特別徴収税額の通知書（納税義務者用）」は、すみやかに各納税者へ交付してください。

(3) 毎月の給与から差し引く月割額

この「しおり」と同封してお送りしました「特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）」に基づいて差し引いていただきます。8月以降については、村から税額変更の通知がない限り7月分と同じ額を差し引いてください。

(4) 特別徴収税額の納入期限

特別徴収義務者は、6月から翌年5月まで給与の支払をするとき毎月徴収して、翌月10日（10日が日曜日・祝日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日）までに、指定する納入場所へ納入してください。

(5) 納税者が退職又は転勤された場合の処理について

納税者が5月31日以前に異動（退職、死亡、転勤、長欠等）されて給与の支払がなくなったときは6月から徴収して納入する義務はありませんので、この「しおり」の中にある異動届を至急提出してください。

また、それ以降に異動のあったときは、その異動の月までは徴収し納入していただきますがその翌月からは徴収の義務はありません。この場合はその異動の発生した翌月の10日までに異動届を村民課（税務係）あて提出してください。

なお、6月1日から12月31日までの間の退職において、翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税者から申し出があった場合、及び翌年の1月1日から4月30日までの間に退職した場合には翌月以降の月割額を一括徴収して繰り上げ納入してください。（この場合も異動届を提出してください）

(6) 退職、転勤などの場合の未徴収税額の納入について

退職された場合の未徴収税額は普通徴収の方法に変更し、納税通知書を直接納税者に送付しますので、異動後の住所等は詳細に異動届に記入してください。

転勤の場合は、その転勤先が本村から特別徴収義務者に指定されているときは特別徴収を継続していただくよう転勤先に特別徴収の継続通知書を送付します。また、指定されていない場合は新しく指定するか普通徴収に変更します。

(7) 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、その税額に誤りがあったり、またこれを変更する必要が生じたときは、「村・県民税特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」及び「村・県民税特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」を送付しますので、「納税義務者用の通知書」は各納税者に交付してください。この税額通知書をお受け取りになりましたら、変更後の月割額によって徴収し、納入してください。

(8) 納期の特例について

給与等の支払を受ける者が常時10人未満の事業所は、「納期の特例の承認に関する申請書」を提出し事業を受けると、給与等の支払の際徴収した税額の納入を次のように年2回だけにすることができます。

納 期 ————
┌ 6月～11月分月割額の合計額 → 12月10日までに。
└ 12月～5月分月割額の合計額 → 6月10日までに
※注意（10日が日曜日・祝日に当たるときはその翌日、
土曜日に当たるときはその翌々日）

なお、この納期の特例については、退職所得等にかかる特別徴収にも適用されます。

<注意>

- ① 納期の特例の承認申請をされても、滞納や著しい納入遅延がある場合は承認されないことがあります。また、承認を受けても滞納したり、納入遅延があったりしますと、この特例の承認を取り消すこととなりますのでご注意ください。
- ② 納期の特例の承認後給与等の支払を受ける者の人数が条件の限度を超えることとなった場合（常時10人以上になったとき）は、その旨をすみやかに届け出てください。
- ③ 納期の特例が承認された場合でも異動（退職など）があったときは「異動届」を翌日の10日までに必ず提出してください。
- ④ 納期の特例の承認は来年以降にひきつづきますから、承認申請書は一度だけの提出で結構です。なお、承認通知は法律の規定により省略する場合があります。

(9) 月割額を滞納された場合

特別徴収義務者が月割額を納期限までに納入されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ税額（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て、またその税額の金額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる）の年利14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年利7.3%）の割合で計算した延滞金を納入

書に記入し加算して納めていただかなければなりません。

(10) 住所・名称等変更届出書の提出について

特別徴収義務者の住所、事業所名等が変更になった場合は「しおり」の中にある届出書を提出してください。

2. 退職所得に係る特別徴収

退職所得に係る個人の住民税は、他の所得と区別して（いわゆる「分離課税」です）所得税の場合と同様に退職手当等の額に応じ税額を計算し、支払金額からその税額を天引きして、退職者の退職した年の1月1日現在、居住する市町村に納めていただきます。

なお、不明な点がありましたらお問い合わせください。

(1) 納入期限

特別徴収義務者は、退職手当等の支払をするときその税額を徴収して、**翌月の10日**（10日が日曜日・祝日にあたるときはその翌日、土曜日にあたるときはその翌々日）までに指定する納入場所へ納入してください。

(2) 納入書及び納入申告書の記入について

納入書の記入は、給与所得に係る特別徴収の納入書と同じですから、給与所得分を記入される時、退職所得分については退職欄に記入してください。

なお、納入申告書については、納入書の裏面にありますから所要事項を必ず記入してください。

納入書の記入要領

1. 納入書は12枚つづりです。
2. 給与等から徴収した特別徴収税額は、〔給与分〕欄に記入し、必ず該当月を使用してください。
注意 納税者が退職する際、退職手当等で未徴収税額を一括徴収した場合でも必ず〔給与分〕欄にご記入ください。
3. 納期の特例の承認を受けている事業所は、8年11月分、9年5月分を使用してください。
4. 退職所得に係る村・県民税額を納入する場合は、該当月の納入書の〔退職所得分〕欄に記入し納入してください。
この場合納入書裏面納入申告書にも記入して、給与分と同時に同一の納入書で納入してください。
5. 郵便振替口座をお持ちの事業所は、振替の請求欄を使用することにより口座振替の取扱いができます。

一括徴収のお願い

1月1日から4月30日までの間に退職等により特別徴収税額が徴収できなくなった場合は、未徴収税額を給与・退職手当等により一括徴収（納入）するよう地方税法で義務づけられていますので、よろしくをお願いします。

なお、12月31日までの退職者等については、本人の了解をえて一括徴収（納入）していただきますよう、ご協力をお願いします。

◆ 納 期 限

給与から徴収する 税 額	納 期 限
令和8年6月分	令和8年7月10日
令和8年7月分	令和8年8月10日
令和8年8月分	令和8年9月10日
令和8年9月分	令和8年10月13日
令和8年10月分	令和8年11月10日
令和8年11月分	令和8年12月10日
令和8年12月分	令和9年1月12日
令和9年1月分	令和9年2月10日
令和9年2月分	令和9年3月10日
令和9年3月分	令和9年4月12日
令和9年4月分	令和9年5月10日
令和9年5月分	令和9年6月10日
退職手当等から 徴収する税額	徴収した月の翌月10日 (10日が日曜日・祝日 のときは翌日、土曜日 のときは翌々日)

◆ 支払指定金融機関

<p>指定金融機関</p> <p>めぐみの農業協同組合東白川支店 口座番号 9200100</p>
<p>収納代理金融機関</p> <p>十六銀行美濃加茂支店 口座番号 0033037</p> <p>大垣共立銀行白川口支店 口座番号 0011397</p> <p>東濃信用金庫白川支店 口座番号 0040607</p>

OCR納付書の取り扱いについて

① 納入する金額が「納入金額(1)」と異なる場合
印刷済みの金額を二重線で消し（訂正印不要）、

岐阜県加茂郡 東白川村 個人村民税 個人県民税 領収証書㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
215074	00880-1-960157	東白川村会計管理者
令和 8 年 6 月分		納入金額(1)
指定番号		01234567
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納
納入		納
退職所得分		納
延滞金		納
督促手数料		納
合計額		納
納期限 令和 8 年 7 月 10 日		領収日付印
(特別徴収義務者)		住所 又は所在地 東白川村神土548番地
氏名 又は名称 株式会社 ○ ○ ○ 様		領収日付印 東白川

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

すぐ下の欄と合計額の欄に正しい納付額を記入してください。¥は不要です。

岐阜県加茂郡 東白川村 個人村民税 個人県民税 納入書㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
215074	00880-1-960157	東白川村会計管理者
令和 8 年 6 月分		納入金額(1)
指定番号		01234567
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納
納入		納
退職所得分		納
延滞金		納
督促手数料		納
合計額		納
納期限 令和 8 年 7 月 10 日		領収日付印
(特別徴収義務者)		住所 又は所在地 東白川村神土548番地
氏名 又は名称 株式会社 ○ ○ ○		領収日付印 東白川

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

岐阜県加茂郡 東白川村 個人村民税 個人県民税 納入済通知書㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
215074	00880-1-960157	東白川村会計管理者
令和 8 年 6 月分		納入金額(1)
指定番号		01234567
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納
納入		納
退職所得分		納
延滞金		納
督促手数料		納
合計額		納
納期限 令和 8 年 7 月 10 日		領収日付印
(特別徴収義務者)		住所 又は所在地 東白川村神土548番地
氏名 又は名称 株式会社 ○ ○ ○		領収日付印 東白川

上記のとおり通知します。(受付店→東白川村指定金融機関→東白川村)(東白川村保管)

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

② 予備の納入書を使用する場合 徴収月を忘れずに記入してください。

岐阜県加茂郡 東白川村 個人村民税 個人県民税 領収証書㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
215074	00880-1-960157	東白川村会計管理者
令和 8 年 6 月分		納入金額(1)
指定番号		01234567
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納
納入		納
退職所得分		納
延滞金		納
督促手数料		納
合計額		納
納期限 令和 8 年 7 月 10 日		領収日付印
(特別徴収義務者)		住所 又は所在地 東白川村神土548番地
氏名 又は名称 株式会社 ○ ○ ○ 様		領収日付印 東白川

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岐阜県加茂郡 東白川村 個人村民税 個人県民税 納入書㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
215074	00880-1-960157	東白川村会計管理者
令和 8 年 6 月分		納入金額(1)
指定番号		01234567
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納
納入		納
退職所得分		納
延滞金		納
督促手数料		納
合計額		納
納期限 令和 8 年 7 月 10 日		領収日付印
(特別徴収義務者)		住所 又は所在地 東白川村神土548番地
氏名 又は名称 株式会社 ○ ○ ○		領収日付印 東白川

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

岐阜県加茂郡 東白川村 個人村民税 個人県民税 納入済通知書㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
215074	00880-1-960157	東白川村会計管理者
令和 8 年 6 月分		納入金額(1)
指定番号		01234567
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納
納入		納
退職所得分		納
延滞金		納
督促手数料		納
合計額		納
納期限 令和 8 年 7 月 10 日		領収日付印
(特別徴収義務者)		住所 又は所在地 東白川村神土548番地
氏名 又は名称 株式会社 ○ ○ ○		領収日付印 東白川

上記のとおり通知します。(受付店→東白川村指定金融機関→東白川村)(東白川村保管)

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

③ 退職所得がある場合 給与と退職所得は分けて記入してください。

岐阜県加茂郡 東白川村 個人村民税 個人県民税 領収証書㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
215074	00880-1-960157	東白川村会計管理者
指定番号		納入金額(1)
令和9年3月分 01234567		000,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	000000
	退職所得分	
	延滞金	
納期限	額 督促手数料	
令和9年4月12日		
(2)	合計額	000000

(特別徴収義務者)
住所又は所在地 東白川村神土548番地
氏名又は名称 株式会社○○○ 様
領収日付印 東白川

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

岐阜県加茂郡 東白川村 個人村民税 個人県民税 納入書㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
215074	00880-1-960157	東白川村会計管理者
指定番号		納入金額(1)
令和9年3月分 01234567		000,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	000000
	退職所得分	
	延滞金	
納期限	額 督促手数料	
令和9年4月10日		
(2)	合計額	000000

(特別徴収義務者)
住所又は所在地 東白川村神土548番地
氏名又は名称 株式会社○○○
領収日付印 東白川

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

岐阜県加茂郡 東白川村 個人村民税 個人県民税 納入済通知書㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
215074	00880-1-960157	東白川村会計管理者
指定番号		納入金額(1)
令和9年3月分 090301234567		000,000 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	000000
	退職所得分	
	延滞金	
納期限	額 督促手数料	
令和9年4月12日		
(2)	合計額	000000

(特別徴収義務者)
住所又は所在地 東白川村神土548番地
氏名又は名称 株式会社○○○ 納
領収日付印 東白川

上記のとおり通知します。(受付店→東白川村指定金融機関→東白川村(東白川村保管)

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

村民税 県民税 納入申告書

東白川村長様
令和9年4月7日提出

令和9年3月分	人員	1人						
退職手当等支払金額	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額	村民税	00000	県民税	00000				

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者) (受付印)
住所又は所在地
氏名又は名称
印

住所	神土548番地	氏名	東白川村親彦
退職支払金額	00,000,000円	勤続年数	30年
住所		氏名	
退職支払金額		勤続年数	

村民税合計税額 0,000,000 円
村民税合計税額 円

指定金融機関

めぐみの農業協同組合
東白川支店
口座番号 9200100

収納代理金融機関

大垣共立銀行白川口支店 口座番号 0011397
東濃信用金庫白川支店 〃 0040607
十六銀行美濃加茂支店 〃 0033037
郵便局株式会社東白川郵便局 00880-1-960157

東白川村外の特別徴収義務者 指定を受けた金融機関又は岐阜・愛知・三重・静岡の各県内ゆうちょ銀行・郵便局(上記以外のゆうちょ銀行・郵便局では指定通知書が必要です。)*ゆうちょ銀行・郵便局では納期をすぎた税金は取扱いません。

お 願 い
退職・転勤又は、分離課税の退職分合算等により納入金額が納入金額(1)の欄と異なったときは納期限上段の説明にて処理してください。

記入上の注意
数字は記入枠からはみ出さないよう、ていねいに正確に記入してください。

0123456789

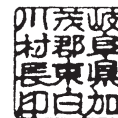
郵便局を利用される場合

払込みの際、郵便局を利用される事業所は、右の「指定通知書」を切り取り、日付と局名を記入して6月分払込みの際、納入書とともに郵便局へ提出してください。

※ 前年度の指定郵便局は本年度も引き続き利用できますから提出の必要はありません。

郵便局長 様

東白川村長



指定通知書

地方税法第321条の5第4項の規定により貴局を当村の村民税および県民税特別徴収納入金取扱い金融機関に指定します。

なお、認可番号等は、下記のとおりですので申し添えます。

記

口座番号	00880-1-960157
加入者名	東白川村役場
取りまとめ店	岐阜県東白川郵便局

切
り
取
り
線

異 動 届 等 関 係 用 紙

◎異動届の提出についての留意点

納税者が退職、死亡、転勤、長欠等の事由によって給与の支払を受けなくなった場合には、その受けなくなった日の属する月の翌月10日までに異動届を東白川村役場（税務係）までご提出ください。

この届出が遅れますと事務処理が遅れるばかりでなく、後日督促状が発せられたりしてご迷惑がかかります。

また、退職された方には未徴収税額について一度に多くの額を納めていただくことにもなります。

1. 一括徴収の取り扱いについて

令和8年6月1日からの退職者等 12月31日まで	本人からの申し出により、給与・退職手当等の支払の際に未徴収税額を一括徴収してください。
令和9年1月1日からの退職者等 4月30日まで	5月31日までに給与・退職手当等の支払がある場合は、その支払の際に未徴収税額を一括徴収してください。 <u>(本人からの申し出を必要としません)</u>

2. 転勤先の事業所で引き続き特別徴収する場合は、新勤務先にも月割額などをご連絡ください。
あわせて、その旨記入した異動届をすみやかに東白川村役場（税務係）まで提出してください。
3. 用紙不足の場合は、東白川村役場（税務係）までご請求していただくか、もしくは村ホームページ（個人住民税）よりダウンロードしてください。

(記載例)

給与支払報告に係る給与所得者異動届書 特別徴収

異動届書を村役場へ提出される日を書いてください。

特別徴収義務者
指定番号 1007

岐阜県東白川村長様	給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名 (名称)	岐阜産業(株) ㊤	この届書に 応答する 担当者	係	人事課
		所在地	岐阜県岐阜市岐阜町36		氏名	山田太郎
令和8年8月31日提出					電話	局 22-2222番

給与から徴収していた
だいた月割額の合計額

賞与を含む

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	特別徴収 の継続の 希望	① 新勤務先の名称 ② " 所在地 ③ 退職後の住所	退職した年の1月1日から 退職時までの給与支払 額及び控除社旗保険料額
個人番号	氏名	円	円	円					円
3	岐阜一郎	54,000	6月から8月まで 円 13,500	40,500	8・8・29	①退職 ②転勤 ③休職 ④長欠 ⑤死亡 ⑥その他	有 ・ 無	① TEL ② 〒 ③ 東白川村神土	(給) 958,000 (社) 45,200

異動された納
税者の氏名

特別徴収税額通知書の
個人別明細書に記載さ
れた合計年税額を記入
してください。

年税額から徴収済税額
を差し引いた残額を記
入してください。

一括徴収の申出	一括徴収の 申出異動者名	一括徴収税額の 徴収予定月日	一括徴収税額 (上記ウと同額)	一括徴収税額 の納入月
令和8年8月24日	岐阜一郎	8月31日	40,500 円	9 月分

退職時の給与又は退職金から
一括して徴収していただける
場合記入してください。

一括徴収税額の納入にあたり、
使用される納入書にかかれてい
る月分を記入してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届書 特別徴収

(事業所控用)

受印 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div>	岐阜県東白川村長様 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名 (名称)	所在地	特別徴収義務者 指定番号	この届書に 応答する 担当者	係 氏名 電話	局番 - 番	
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	特別徴収 の継続の 希望	① 新勤務先の名称 ② " " 所在地 ③ 退職後の住所	退職した年の1月1日から 退職時までの給与支払 額及び控除社会保険料額
個人番号	氏名	円	円 月から 月まで 円	円	. .	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 死亡 6 その他	有 ・ 無	① TEL ② 〒 ③	円 (給) 円 (社)
		円	円 月から 月まで 円	円	. .	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 死亡 6 その他	有 ・ 無	① TEL ② 〒 ③	円 (給) 円 (社)
		円	円 月から 月まで 円	円	. .	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 死亡 6 その他	有 ・ 無	① TEL ② 〒 ③	円 (給) 円 (社)

◎ 給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記入してください。

一括徴収の申出 令和 年 月 日	一括徴収の 申出異動者名	一括徴収税額の 徴収予定月日	一括徴収税額 (上記(ウ)と同額)	一括徴収税額 の納入月	※ 記入欄
		月 日	円	月分	
		月 日	円	月分	
		月 日	円	月分	

※退職の日が一月一日から四月三十日までの方については本人の申出の有無にかかわらず必ず未徴収税額を徴収してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届書 特別徴収

(村役場提出用)

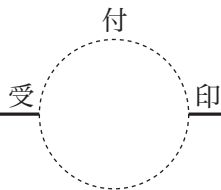
受印 		岐阜県東白川村長様 令和 年 月 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名 (名称)	所在地	特別徴収義務者 指定番号	この届書に 応答する 担当者	係 氏名 電話	局 番
給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	特別徴収 の継続の 希望	① 新勤務先の名称 ② " " 所在地 ③ 退職後の住所	退職した年の1月1日から 退職時までの給与支払 額及び控除社会保険料額	
個人番号	氏名	円	円 月から 月まで 円	円	. .	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 死亡 6 その他	有 ・ 無	① TEL ② 〒 ③	円 (給) 円 (社)	
		円	円 月から 月まで 円	円	. .	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 死亡 6 その他	有 ・ 無	① TEL ② 〒 ③	円 (給) 円 (社)	
		円	円 月から 月まで 円	円	. .	1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 死亡 6 その他	有 ・ 無	① TEL ② 〒 ③	円 (給) 円 (社)	

◎ 給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記入してください。

一括徴収の申出 令和 年 月 日	一括徴収の 申出異動者名	一括徴収税額の 徴収予定月日	一括徴収税額 (上記(ウ)と同額)	一括徴収税額 の納入月	※ 記入欄
		月 日	円	月分	
		月 日	円	月分	
		月 日	円	月分	

※退職の日が一月一日から四月三十日までの方については本人の申出の有無にかかわらず必ず未徴収税額を徴収してください。

特別徴収切替届出(依頼)書



岐阜県東白川村長 宛		給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒										※特別徴収義務者 指 定 番 号	※市区町村ごと に異なります	
			フリガナ												新規の場合、納入書(要・不要)	
			名 称 (氏名)											担当者 連絡先	係	
			代 表 者 職 氏 名												氏名	
			法人番号													
令和 年 月 日提出																
給 与 所 得 者	フリガナ											普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 〕 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。			
	氏 名												旧 姓			
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日										特別徴収 開始予定月	月分(月 日納期分) から 特別徴収を開始します。			
	1月1日 現在の住所	〒 東白川村											届出理由	1. 入社 2. その他()		
	現在の住所	〒										月 割 額 の 連 絡		必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに連絡が必要		
普通徴収 通知書番号											※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。					

【添付書類】

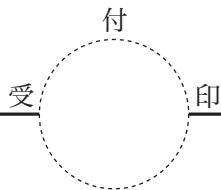
1. 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分に限る)を添付してください。納税通知書は添付不要です。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市区町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。
4. 口座振替のご登録がある場合、納期限前でも切り替えられない場合がございます。ご了承ください。
5. 過年度の普通徴収分については、特別徴収への切替ができません。本人が納めるようお伝えください。

【提出先】 〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 村民福祉課 税務係

特別徴収切替届出(依頼)書



岐阜県東白川村長 宛 令和 年 月 日提出		給 与 支 払 者 <small>(特別徴収義務者)</small>	所在地 (住所)	〒										※特別徴収義務者 指 定 番 号	※市区町村ごと に異なります	
			フリガナ												新規の場合、納入書(要・不要)	
			名 称 (氏名)											担当者 連絡先	係	
			代 表 者 職 氏 名												氏名	
			法人番号													電話

給 与 所 得 者	フリガナ				旧 姓			普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 〕 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。	
	氏 名									
	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日							特別徴収 開始予定月	月分 (月 日納期分) から 特別徴収を開始します。
	1月1日 現在の住所	〒 東白川村							届出理由	1. 入社 2. その他()
	現在の住所	〒							月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに連絡が必要

【添付書類】

- 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分に限る)を添付してください。納税通知書は添付不要です。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市区町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。
- 口座振替のご登録がある場合、納期限前でも切り替えられない場合がございます。ご了承ください。
- 過年度の普通徴収分については、特別徴収への切替ができません。本人が納めるようお伝えください。

【提出先】 〒509-1392 岐阜県加茂郡東白川村神土548番地 村民福祉課 税務係

(事業所控用)

特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書

受 付 印

特別徴収義務者 指 定 番 号	
--------------------	--

岐阜県 東白川村長 様	申 (特別 徴収 義務 者)	住所または 所 在 地	この申請書 に 応答する 担 当 者	係	
		名称または 氏 名		氏 名	
		代 表 者 名		電 話	局 番
令和 年 月 日提出					-

地方税法第321条の5の2および村税条例第32条の4の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

承認申請の要件	事業所等で給与の支給を受ける者の数が常時10人未満である。	有・無	申請時以前6ヶ月間の給与の支給人員ならびに給与の支給額	年 月 人 員	給与支給金額	※決 裁	課 長	課 長 補 佐	係 長	担 当 者	
				・	人						円
				・							
				・							
				・							
				・							
	申請時前における村税の納付の状況	申請時の滞納額			有・無	※処 理 欄	却 下 の 理 由				
		過去に遅延納入した			有・無						
		徴収困難等で村に迷惑をかけた			有・無						
		納期特例の取り消しを 受けたことがある場合			取り消し年月日 ・ 年 月 日						
取り消し後1年以内											

※欄は記入しないでください。

(村役場提出用)

特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書

受 付 印

特別徴収義務者 指 定 番 号	
--------------------	--

岐阜県 東白川村長 様	申 請 者 (特別徴収義務者)	住所または 所 在 地	この申請書 に 応答する 担 当 者	係	
		名称または 氏 名		氏 名	
		代 表 者 名		電 話	局 番
令和 年 月 日提出					-

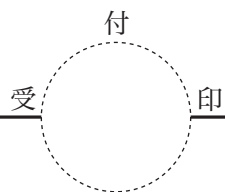
地方税法第321条の5の2および村税条例第32条の4の2の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

承認申請の要件	事業所等で給与の支給を受ける者の数が常時10人未満である。	有・無	申請時以前6ヶ月間の給与の支給人員ならびに給与の支給額	年 月 人 員	給与支給金額	※決 裁	課 長	課 長 補 佐	係 長	担 当 者	
				・	人						円
				・							
				・							
				・							
				・							
	申請時前における村税の納付の状況	申請時の滞納額			有・無	※処 理 欄	却 下 の 理 由				
		過去に遅延納入した			有・無						
		徴収困難等で村に迷惑をかけた			有・無						
		納期特例の取り消しを受けたことがある場合			可・否						
取り消し年月日			年 月 日			課税台帳	収入台帳	承認通知			
取り消し後1年以内											

※欄は記入しないでください。

(事業所控用)

特別徴収義務者の住所・名称等変更届出書



特別徴収義務者 指 定 番 号	
--------------------	--

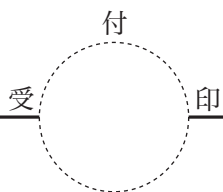
岐阜県東白川村長 様 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	氏 名 (名称)	この届書に 応答する 担 当 者	係	
		所 在 地		氏名	
			電 話	局	
				番	

事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 日
フリガナ			令和
所 在 地	〒	〒	年 月 日
方 書			年 月 日
フリガナ			
名 称			年 月 日
電 話	市外局 () 局 - 番 内線	市外局 () 局 - 番 内線	年 月 日
備 考			

◎フリガナは必ずつけてください。

(村役場提出用)

特別徴収義務者の住所・名称等変更届出書



特別徴収義務者 指 定 番 号	
--------------------	--

岐阜県東白川村長 様 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	氏 名 (名称) ㊤	この届書に 応答する 担 当 者	係	
		所 在 地		氏名	
				電話	局 - 番

事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 日
フリガナ			令和
所 在 地	〒	〒	年 月 日
方 書			年 月 日
フリガナ			年 月 日
名 称			
電 話	市外局 () 局 - 番 内線	市外局 () 局 - 番 内線	年 月 日
備 考			

◎フリガナは必ずつけてください。